

帯広市奨学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年7月1日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第 20 号

帯広市奨学条例の一部を改正する条例

帯広市奨学条例（平成3年条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 奨学金（第3条—第12条）

第3章 入学支度金（第13条—第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

第1条中「修学困難な者」の次に「及びその保護者等（親権者、未成年後見人その他これらに準ずる者をいう。）」を、「必要な資金」の次に「（以下「奨学資金」という。）」を加える。

第2条を次のように改める。

（定義等）

第2条 奨学資金の種類は、奨学金及び入学支度金とし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨学金 学校等の授業料その他学校等における修学を継続するために要する費用に充てるため、次に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれの学校等に在学する学生又は生徒に対し、市が貸与する資金をいう。

ア 大学 学校教育法(昭和22年法律第26号)第9章に規定する大学(同法第97条に規定する大学院及び同法第108条第3項に規定する短期大学を含む。)

イ 専門学校 学校教育法第11章に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。)

ウ 高等学校 学校教育法第6章に規定する高等学校、同法第7章に規定する中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。 ) 及び学校教育法第10章に規定する高等専門学校

(2) 入学支度金 学校等の入学金その他学校等に入学するための準備に要する費用に充

てるため、市が貸与する資金をいう。

(3) 奨学生 第1号の奨学金の貸与を受ける者をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

## 第2章 奨学金

第3条中「、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民票に記録されている者の子弟であって」を削り、同条第1号中「大学、専門学校(修業年限2年以上の専門課程に限る。以下同じ。)又は高等学校(高等専門学校を含む。以下同じ。)」を「学校等」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 保護者等が住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民票に記録されていること。

第4条を削り、第5条を第4条とする。

第6条中「認められる場合」を「認められるとき」に改め、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「帯広市奨学生選考委員会」の次に「(以下「選考委員会」という。)」を加え、同条を第7条とする。

第9条中「帯広市奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)」を「選考委員会」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「奨学金」を「の奨学金」に改め、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第21条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

## 第3章 入学支度金

(入学支度金貸与の対象者)

第13条 入学支度金貸与の対象者は、次の各号に掲げる要件を備える保護者等とする。

(1) 第2条第1号に定める学校等から入学許可を受けようとし、若しくは受けた者又は学校等と入学契約を締結しようとし、若しくは締結した者(以下「入学予定者」という。)の保護者等であること。

(2) 学校等の入学金その他学校等に入学するための準備に要する費用の支弁が困難であること。

(3) 住民基本台帳法に基づき本市の住民票に記録されていること。

(入学支度金の額)

第14条 入学支度金の額は、500,000円以内とする。

(申請)

第15条 入学支度金を受けようとする者は、連帯保証人2人が連署した申請書により、教育委員会に申請しなければならない。

(貸与の決定)

第16条 教育委員会は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、貸与すべきものと認めたときは、入学支度金の貸与を決定する。

(貸与決定の取消し)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の決定を取り消すことができる。

(1) 入学予定者が入学支度金の貸与の決定に係る学校等に入学しなかったとき(第2条第1号に規定する学校等に入学する場合であって、当該学校等の区分が、前条の決定時の区分と同じときを除く。)

(2) その他教育委員会が不相当と認めたとき。

(返還)

第18条 保護者等は、貸与を受けた入学支度金を、貸与の決定を受けた日の属する年の10月1日から起算して4年以内(貸与額が100,000円の場合にあつては3年以内)に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、返還期限を学校等を卒業する日の属する月の翌月の初日から起算して4年以内(貸与額が100,000円の場合にあつては3年以内)を限度として定めることができる。

3 第1項の返還する入学支度金は、無利子とする。

(返還の猶予)

第19条 前条第1項の規定にかかわらず、保護者等が、傷病、災害その他やむを得ない理由により返還が困難であると認められるときは、その理由が継続する期間の入学支度金の返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第20条 保護者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、入学支度金(既に返還した額を除く。)の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 死亡又は失そうの宣告を受けたとき。

(2) 心身に著しい障害を生じ、返還することができないと認められるとき。

(3) その他特別の理由によって返還することができないと認められるとき。

第4章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の帯広市奨学条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請する奨学金について適用し、施行日前に申請した奨学金については、なお従前の例による。